

名古屋市告示第143号

災害対策基本法に基づく指定一般避難所の指定の取消し

災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第49条の 7第 2項において準用する同法第49条の 6第 1項の規定により、指定一般避難所の指定を次のとおり取り消しました。

令和 8年 3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名 称	所 在 地	指定を取り消した年月日
南陽第二保育園	名古屋市港区知多二丁目2401	令和 7年 4月 1日
天白学校体育センター	名古屋市天白区菅田一丁目 501	令和 7年 4月 1日

名古屋市防災危機管理局地域防災課